

○増改築の場合の手数料算定例

	増改築パターン	計算方法	手数料算定		
1	<table border="1"> <tr> <td>既存建築物 検査済証発行日 H29.4.1 以降 1,300 m²</td> <td>事務所 300 m²</td> </tr> </table>	既存建築物 検査済証発行日 H29.4.1 以降 1,300 m ²	事務所 300 m ²	<p>緩和措置により既存建築物部分の BEI を 1. 1 とする。 ⇒既存部分の再計算は行わない。</p>	<p>モデル建物法の場合 事務所 (300 m²) : <u>98,000 円</u></p>
既存建築物 検査済証発行日 H29.4.1 以降 1,300 m ²	事務所 300 m ²				
2	<table border="1"> <tr> <td>既存建築物 検査済発行日 H29.3.31 以前 1,300 m²</td> <td>事務所 300 m²</td> </tr> </table>	既存建築物 検査済発行日 H29.3.31 以前 1,300 m ²	事務所 300 m ²	<p>緩和措置により既存建築物部分の BEI を 1. 2 とする。 ⇒既存部分の再計算は行わない。</p>	<p>モデル建物法の場合 事務所 (300 m²) : <u>98,000 円</u></p>
既存建築物 検査済発行日 H29.3.31 以前 1,300 m ²	事務所 300 m ²				
3	<table border="1"> <tr> <td>既存建築物 (事務所) 検査済発行日 H29.4.1 以降 2,000 m² (空調設備等の改修 (1,000 m²) を増築に 併せて実施)</td> <td>事務所 300 m²</td> </tr> </table>	既存建築物 (事務所) 検査済発行日 H29.4.1 以降 2,000 m ² (空調設備等の改修 (1,000 m ²) を増築に 併せて実施)	事務所 300 m ²	<p>H29.4.1 以降に竣工した既存建築物で 既存建築物の設備等の改修を行う。 未改修部分は緩和措置により、BEI 1. 1 とする。 ⇒既存部分のうち改修部分の再計算 を実施。</p>	<p>モデル建物法の場合 事務所(1,300 m²) : <u>164,000 円</u></p>
既存建築物 (事務所) 検査済発行日 H29.4.1 以降 2,000 m ² (空調設備等の改修 (1,000 m ²) を増築に 併せて実施)	事務所 300 m ²				